

『教会と国家』（デンツラー編著、一九八五年）

霜田 美樹雄

*

本書（B 6 版四一三頁・新教出版社版）はゲオルク・デンツラー（Georg Denzler）編著の『Kirche und Staat auf Distanz: historische und aktuelle Perspektiven. Kösel-Verlag, München, 1977』の邦訳である。相沢好則上智大教授を監訳者とする同大学の学際的メンバーによる協力作業であった。

デンツラー（パンベルグ大学教会史教授）も言う如く、教会と国家というのは大きな広がりをもった複雑な概念である。あらゆる時代、あらゆる地域にあてはまるところの教会と国家の関係を解決する手がかりというものはない。したがって、各時代の人びとが、その時代にふさわしいとともに、その時代に制約された規制を見つけ出さねばならぬ。しかも変化するのは国家だけではない。教会もまた、時の移るにつれてその様相を変えるのである。

つまり、そうした状況では、教会を国家の利益にしたがわせる国家教会主義から始めて、教会国家主義までいろいろあることになる。このような色とりどりの変化は本書第一部の歴史的論文の中にあきらかである。以下論題だけ

を示す。原始キリスト教における教会と国家(ヨーゼフ・ブランク)、古代教会における教会と国家(ヴィルヘルム・ゲッセル)、中世における教会と国家——カノッサへの道(カルロ・ゼルヴァツイウス)、教会と国家——マルティン・ルターの理解(マンフレート・ヤーコブス)、啓蒙時代における教会と国家(カール・オトマール・フォン・アレテイン)、十九世紀における教会と国家(ゲオルク・フランツ・ヴィリンク)、二十世紀前半における教会と国家(クラウス・シヨルダー)である。

ついで、本書は主として第二次世界大戦後の各国の教会と国家の関係、いわゆる現代史の重要な側面を多角的に取り扱っている。すなわち、ドイツ連邦共和国におけるカトリック教会と国家(ダーヴィット・A・ゼーバー)、ドイツ連邦共和国におけるプロテスタント教会と国家——一九四五年以降(エーベルハルト・シュタムラー)、ドイツ民主共和国における教会と国家(クレメンス・リヒター)、教皇領——ラテラノ条約——コンコルダートの改訂——聖座(ゲオルク・デンツラー)、スイスにおける教会と国家(ハンス・ウルス・ヴィリ)、一九〇五年以降のフランスにおける教会と国家(ルネ・メッツ)、歴史的に成立したドイツにおける教会と国家の協力(ヨハネス・ノイマン)であった。

第三グループの論述は現代の厳しい共同社会に生きる人びとにとって、この社会の基本的価値は何かという重要な考察である。すなわち、宗教的利益の国家教会法的側面(パウ・ミカート)、教会と科学の施設(ウルリヒ・シヨイナー)、理由のない喧嘩(クヌート・ヴァルフ)、今日の教会と国家(アクセル・フォン・カンペンハウゼン)、今日と明日の教会と国家(ホルスト・ヘルマン)、国家と教会における基本的価値(ヘルムート・シュミット)、国家と教会の関係についての基本的価値(ヘルムート・コール)、自由な国家における自由な教会(リゼロッテ・フンケ)などの執筆メンバーである。

*

ここで注目されるのは西ドイツの前首相ヘルムート・シュミット氏および現首相ヘルムート・コール氏による考察である。言うまでもなく、前者は社会民主党に属し、後者はキリスト教民主同盟に属しているので、それらの見解は自らことなるとはいえ、共通点も多い。現職の政治家が、如何に学際的共著であるとはいえ、積極的に参加することは日本では考えられないことである。

ここでは、その要点のみ紹介して、西ドイツの学問的雰囲気を示したい。まず、ヘルムート・シュミット氏の説。さいきん、社会的紛争や、社会的違反行為は道德的に誤った行為の結果として、個人に責任を負わせることが次第に少なくなり、むしろ、不当な社会経済構造の結果であるといつてはばからないのが当り前となっている、との批判に対し、特別に口をはさむこともないが、これは国家が基本的価値の崩壊に十分な対策を講じていないとか、むしろ、その消滅に力を貸しているといった非難に関連ある。

われわれの社会ではさまざま理由づけをもつ世界観が存在している。中世のような単一的判断基準をもつ社会とは異なり、まさにわれらが支持する多元的社会では、すべての社会構成員の価値行動が完全に一致することは有り得ない。だが、この民主主義の社会も基本的価値の一致がなければ決して人間の尊厳を守ることができない。少くとも、票決によって決められない究局の問題が存在する領域を認めることが民主主義社会の最低限の合意である。

西ドイツ基本法（憲法）によれば、基本的価値——つまり人びとの心に生き生きと残っている基本的道德観——に對する責任は、個人、共同体、社会にあり、国家が保障する自由領域内で社会諸勢力が活動することを頼りとしてい

る。つまり、多数決を拠り所とする民主国家においては、国家意思形成過程——法律制定——はこの道德的気風（エトス）に支えられねばならぬ。

こうした中であって、基本的価値、基本的道德の維持、形成のために、教会は特別な意義が与えられねばならぬ。教会はもろもろの奉仕活動、たとえば老人看護、身体障害者援助、外国人救済、労働者福祉など多くの分野で高い評価をうけているが、こうした奉仕の面だけに教会の意義があるのではない。

教会をして、他の社会活動団体から区別するのは、教会が人間を経験世界を越えた世界へといざなう問題、人間の生の意味にかかわる問題、キリスト者が神を唯一の頼りとする問題つまり基本的価値に回答していることである。

教会、つまり宗教的世界観的共同体はかくてこの基本的価値、基本的道德観の伝達や活力を維持するための独占的ではないが、根本的な機能をもつ。この点で、教会は個人にとっても社会や国家にとっても重要な任務を果す立場にある。

西ドイツ国民の九〇パーセントはカトリック教会か福音教会に属しているにも拘らず、いま教会が国民に対して基本的価値の危機を訴えなければならないというのは、明らかに教会が在来の基本的価値論議では、もはや、信徒の大部分をとらえることが出来ないことを示している。もしそうでなければ、教会の訴えの根拠はなく、さらに議会における政治意思の形成過程もちがったものとなるらう。

これに関連して、良くひき合いに出されるのは教会税である。周知の如く、西ドイツ現行基本法はドイツ国民より、納税と併行して別に教会税を源泉徴収しており、国家の手を通して各教会に配分をしている関係上、教会の財政的基盤はこのような国家の実質的保護をうけて、まことに充実している。それだけに、教会が個人や社会に対する基

本的価値づけへの働きかけの稀薄さに幻滅感をもち、はては教会無用論さえ飛出しかねない。国家権力保護のものと教会財政基盤への反撥も考えられない訳ではない。

このような状況の中で、人びとが教会の公共的使命についてうんぬんする場合、この使命は教会の中心部にのみ向けらるべきでない。

もし、教会が超経験的世界や宗教を離脱した人びとを、もとにもどし、また新たな信者を獲得したいとするならば、教会に属するすべての人びとの特別な努力を必要とするだろう。

*

つぎにヘルムート・コール氏の所説。彼は基本的価値をどう理解しているか。彼もまたキリスト者としてそれを宗教上の確信のあらわれと理解しており、キリスト教を通じて政治を創造することは拘束力をもつ行為命令であるとしている。

人びとにとって、国家と社会の秩序は政治道德的価値についての基本的な合意がなければ存続しえないというのが重要な認識であった。西ドイツ基本法はこの認識にもとずき、新しい政治秩序の基礎として、この基本的価値にもとずくところの人間の尊厳と人権を認めている。

かくて、基本的価値は理想的統合要素であり、特にそれはわが国の歴史に由来するアイデンティティを引き出すに役立つ。基本的価値は国家の力と文化を結びつけるための土台である。基本的価値は国家が法と個人的倫理とを少くとも部分的に合致させることを可能にする国家的権威を基礎づける。基本的価値は法が強制するから、これに従うと

いうばかりでなく、心の底から、法を肯定することができるための法的共同体の前提である。

この価値の拘束をうけた、あるいはそれを基盤とする自由な秩序は政治に対し、高度な要求をするための規準となる。この秩序は、われわれが参加することを要求する。しかもこの秩序はわれわれにより一層の注意深さを要求する。

このような、われわれが行動するための基本的価値のメルクマールは自由、連帯および正義であり、これはすなわちキリスト教にもとづくものだ。

これは教会が伝えてきた人間観と密接な関係がある。おそらく、教会の歴史的な功績がなければ、今日見られるような形の近代国家は存在しなかつたろう。教会を信仰的に認めない者にも、基本的価値を指向している政治秩序にとって、教会の使命は重要である、ということとは否定できない。教会内部のあらゆる困難にも拘らず、教会は依然として世俗化した世界の中で、社会がどうすることも出来ない現実的問題、すなわち人間存在の究局的意義についての問題を取り扱う大いなる秩序勢力である。

*

二人の所説を概観して、現代の状況のもとで、国家が何をなすべきかという問題に対して、答えは複数だ。国家は基本的価値を確保することについての責任を社会に押しつけてはならない、との考えと、反対になんらかの価値を社会の意思に反して社会に押しつけること、に別れる。だが、これら両陣営に共通している見解がある。それはそうした基本的な問題について決定的発言をほかならぬ教会に期待するという見解である（デンツラー）。

さいごに、兩人政治家が教会と国家のかかわりにおいて、教会が積極的に発言することを求めていることは、政教分離の原則に反するのではないかとの疑問に対し、監訳者相沢好則教授が「まえがき」で答えている。……なるほど西ドイツでは、日本やアメリカにおける如き、かなり厳格な政教分離は行われていない。しかし政教分離の本来の趣旨は、一般的に国家などの共同社会が宗教活動を行ったり、逆に教会が政治権力を行使することを禁ずることにある。教会が社会における基本的価値に影響を与えようとする努力まで禁じているわけではないとする。至言といえよう。